

## 「店頭デリバティブ取引約款」新旧対照表

アンダーライン：改訂箇所

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>5 ページ</p> <p>第 5 条 (本人確認書類)</p> <p style="text-align: center;"><u>(以下に統合)</u></p> <p>※「住民票の写し(原本)」「印鑑登録証明書(原本)」「<u>個人番号付きの住民票の写し(原本)</u>」は、発行から 3 ヶ月以内のもので、原本を郵送して頂く必要があります。</p>   | <p>第 5 条 (本人確認書類)</p> <p>※<u>(7)及び(8)は発行日から3ヶ月以内の原本をご用意下さい。</u></p> <p>※「住民票の写し(原本)」「印鑑登録証明書(原本)」は、発行から 3 ヶ月以内のもので、原本を郵送して頂く必要があります。</p>   |
| <p>7 ページ</p> <p>第 10 条 (取引レート及びスワップポイント)</p> <p>3 お客様は、為替変動リスク等により、実際の約定価格が取引画面の提示レート又はお客様が指定した取引レートとは同一にならない場合があることを予め了承するものとします。</p>  | <p>第 10 条 (取引レート及びスワップポイント)</p> <p>3 お客様は、<u>お客様がご注文された価格で約定すること</u>を、為替変動リスク等により実際の約定価格が取引画面の提示レート又はお客様が指定した取引レートとは同一にならない場合があることを予め了承するものとします。</p>   |
| <p>8 ページ</p> <p>第 12 条 (区分管理)</p> <p>2 区分管理の対象とする顧客資産は「お客様から預託を受けた証拠金、日々の値洗いによって生じる未決済損益、<u>既決済の実現損益及び未決済・既決済のスワップ損益を含めた金銭の合計額</u>となります。また区分管理の対象となる証拠金の額に反映されるべき未決済損益は、米国東部時間午後 4 時 50 分時点(夏時間は日本時間の<u>火曜</u>～土曜午前 5 時 50 分、標準時間は日本時間の<u>火曜</u>～土曜午前 6 時 50 分)のお客様が保有する建玉と当社の定める評価レートにより算出します。</p> | <p>第 12 条 (区分管理)</p> <p>2 区分管理の対象とする顧客資産は「お客様から預託を受けた証拠金、日々の値洗いによって生じる未決済損益の合計額となります。また区分管理の対象となる証拠金の額に反映されるべき未決済損益は、米国東部時間午後 4 時 50 分時点(夏時間は日本時間の<u>月曜</u>～土曜午前 5 時 50 分、標準時間は日本時間の<u>月曜</u>～土曜午前 6 時 50 分)のお客様が保有する建玉と当社の定める評価レートにより算出します。</p> |
| <p>10 ページ</p> <p>第 14 条(証拠金の入金及び出金)</p> <p>※ご入金いただく際の振込名義人はお取引口座</p>  | <p>第 14 条(証拠金の入金及び出金)</p> <p>※ご入金いただく際の振込名義人はお取引口座</p>   |

名義人様と同一のものに限ります。万が一、異名義による振込の実行が確認された場合、当社より返金のための銀行口座を確認させていただき、ご返金いたします。その際は、出金手数料 540 円を控除した金額を振込実行名義人様へ返金します。

16 ページ

第 3 4 条(本約款の変更)

5 お客様が本約款の変更不同意の場合、当社は何らの通知、催告をすることなく、直ちに本約款第 31 条第 2 項(6)に基づき契約を解約することができるものとします。又、お客様が本約款の変更に対し、異議の申し出を書面又は電子メールで表明し、かつポジションを有し、ポジションの解消を行って頂けない場合、当社は約款変更の事前告知期間の終了をもって当該営業時間内、または翌営業日の営業時間内に、弊社の手続きにおいてお客様のポジションを強制決済できることとし、お客様はこのことを予め承するものとします。

(削除)

※第 3 3 条と重複のため

※以下条番号繰上げ

名義人様と同一のものに限ります。万が一、異名義による振込の実行が確認された場合、即時に組戻し手続きをします。その際は出金手数料 540 円を控除した金額を振込実行名義人様へ返金します。

第 3 4 条(本約款の変更)

5 お客様が本約款の変更不同意の場合、当社は何らの通知、催告をすることなく、直ちに本約款第 31 条第 2 項(7)に基づき契約を解約することができるものとします。又、お客様が本約款の変更に対し、異議の申し出を書面又は電子メールで表明し、かつポジションを有し、ポジションの解消を行って頂けない場合、当社は約款変更の事前告知期間の終了をもって当該営業時間内、または翌営業日の営業時間内に、弊社の手続きにおいてお客様のポジションを強制決済できることとし、お客様はこのことを予め承するものとします。

第 3 9 条 (反社会的勢力等に関する条項)

本約款は、「金融商品取引法」、「外国為替および外国貿易法」等その他の日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

2 本約款は、外国為替銀行取引で通常行われている慣行に基づき、当社が取り決める規程に従って解釈されるものとします。

3 お客様と当社との間に発生した紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。